

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び学位規則(昭和28年文部省令第9号)の定めに基づき、北陸大学学則に定めるもののほか、北陸大学(以下、「本学」という。)において授与する学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(授与する学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士とする。

2 前項の学位には、専攻分野の名称を次のとおり付記する。

薬学部	薬学科	学士(薬学)
未来創造学部	国際教養学科	学士(文学)
	国際マネジメント学科	学士(マネジメント学)
経済経営学部	マネジメント学科	学士(マネジメント学)
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	学士(文学)
医療保健学部	医療技術学科	学士(医療技術学)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学長が卒業を認定した者に授与する。

(学位の名称の使用)

第4条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、北陸大学の名称を付記するものとする。

(学位記の授与)

第5条 学長は、学位授与の証明として、別記様式に定める卒業証書・学位記を授与する。

(学位記の再交付)

第6条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明記して学長に再交付を願い出なければならない。

(学位授与の取消し)

第7条 学長は、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、当該学部の教授会の議を経て、その学位の授与を取消し、且つ、その旨を公表する。

2 各学部において、前項の議決をするときは、構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。

3 学位の授与を取消された者は、当該学位授与にかかる学位記を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (改正 平成29年3月6日 第587回常任理事会 平成29年3月9日学長決定)

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。